

産業厚生常任委員会会議録

- 1 日 時 平成28年7月12日(火)
10時22分開会 14時42分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：奥秋康子 副委員長：原 紀夫
委 員：桜井崇裕、佐藤幸一、安田 薫、西山輝和
議 長：加来良明
- 4 事務局 事務局長：佐藤秀美、係長：宇都宮学
- 5 説明員 農林課 課長：池守輝人
建設課 課長：菅野靖洋、参事：高橋覚史、
課長補佐（公園緑化）：内澤 悟、課長補佐（住宅都市）山田寿彦
町民生活課 課長：中村富志男、参事：宮脇武弘
- 6 議 件
 - (1) 所管事務調査について
 - ・「農業施策の現状と課題について」の道内視察研修事前調査等
 - (2) 議会報告会と町民との意見交換会について
 - ・産業厚生常任委員会での質疑、意見・提言等の調査検討
 - ・平成27年度の執行側への対応を求めた項目の検証
 - (3) その他
7. 会議内容 別紙のとおり

産業厚生常任委員会【開会 10 : 22 閉会 14 : 42】

委員長：(奥秋康子) ただいまから産業厚生常任委員会を開催する。本日の委員会のテーマは所管事務調査ということで、「農業施策の現状と課題について」の道内視察研修事前調査、「議会報告会と町民との意見交換会について」を議題とする。

(1) 所管事務調査について

- ・「農業施策の現状と課題について」の道内視察研修事前調査等

委員長：視察研修の日程表と予算資料がお手元に配付されている。7月20日から22日の日程で道内視察研修を実施するが、先日送付した資料に基づいて事前調査を行い、視察先ごとに視察の目的、説明を求める項目などの確認をしてもらいたい。本町の状況確認が必要であれば農林課長に説明をお願いします。また、各委員が何を調査したいのか事前に確認したい。

標茶町においては「新規就農支援等の取り組みについて」として、新規就農全般及び株式会社TACSしべちゃにおける草地型酪農の実践の説明、しべちゃ農楽校とTACSしべちゃの牛舎視察を依頼している。また、「町営牧場の運営について」として、町営牧場の管理運営状況について説明を依頼している。

別海町は「家畜糞尿対策の取り組みについて」として、「畜産環境に関する条例」など家畜糞尿対策全般の説明を依頼している。また、「バイオガспラントの運営について」として、別海バイオガспラント株式会社のバイオガспラント運営内容の説明及び施設の視察を依頼している。

浜中町は、「新規就農者受け入れの取り組みについて」として、新規就農者受け入れの全般及び有限会社浜中町就農者研修牧場の説明、同牧場の視察を依頼している。

白糠町においては、「家畜糞尿の臭気対策の取り組みについて」として、家畜環境対策協議会における家畜糞尿の臭気対策の説明を依頼している。また、「農業を生かした地域振興の取り組みについて」として、葉物野菜の産地化の取り組みなどの説明を依頼している。

視察研修における予算については、議員会からの助成を受けても昼食代、夕食代等の費用が必要になるため、視察研修予算書のとおり全員から参加負担金を徴収していかを確認する。また、各委員からの視察研修報告書の様式を配付しているので、今回の視察研修を本町にどう生かしていくかの視点で、報告書を8月4日までに事務局へ提出するようお願いする。

①標茶町の「新規就農支援等の取り組みについて」

委員長：事前に配付した資料の標茶町の「新規就農の取り組みについて」聞きたいことはあるか。

池守課長：この資料の表を見て、本町の状況について報告する。8ページ目に就農するための助成という形で書いてあるが、清水町にも新規就農の関係の支援条例があり、この条例の中で支援策を明記している。「2. 就農に対する助成」だが、用地・施設の貸付料の補助について、標茶町は5年間、町と農協で4分の1ずつ交付と書いてある。本町は町と農協で3分の1ずつ助成する。新規就農一時金については町と農協で100万円ずつと書いてあるが、清水町についても同様に町と農協でそれぞれ100万円の一時金を支給する。スーパーL資金は5年間無利子となっているが、国の制度が5年間無利子となっているので、特に町としては何もしていない。

経営安定に対する助成として、農場リースの関係だが、負担により無利子とするとなっているが、清水町においては3.5%を超える利息があった場合はその2分の1について町としては助成していく。

9ページ、新規就農の実績と書いてあるが、本町においては、平成5年以降から14戸の新規就農が入っている。この間もずっとそうだったが、新規就農をしたくても就農させる場所がないというところが多く、調整が難しい。離農があった場合は、斡旋によりだ

いたいはけてしまうので、新規就農を入れるということ自体テクニックがいる。一番困るのは研修していないこと。最低2年間研修しないと本当に農業ができるかわからない。農地法第3条第2項があるが、その人は農業として土地を利用できるかどうか。できない場合は許可してはならないとある。それに抵触しないのかの判断が大変難しい。今までの中でも農業を始めてすぐやめたという例もないので、今の段階では問題なく進んでいる。そういうところが大変なところ。

就農する際に、大変なのは最低でも5,000万円以上の自己資金が必要だが、信用もない人に農協が5,000万円貸すということにはならない。そういう工面はどうしているのか。どこの担い手協議会にしても悩みになってくるのかなと思う。ここが調査のひとつの目的になるのではないか。

原委員：平成5年から新規就農が14戸あり、やめたところはないとのことであるが、自己資金5,000万円ないと受け入れられないのか。

池守課長：5,000万円ないと受け入れないということではない。農協に相談に行き、牛の場合は牛舎があるのか、牛を導入するお金、トラクターやいろいろな機械も必要となる。ある程度お金がないとやっていけないと話していると聞いている。今までの人たちは5,000万円持っていたかという、場合によっては農場リースなどの方法もある。農場リースの場合は現金がなくても技術があり、居抜きで入れるのであれば、施設の改造費は2分の1の補助金が出る。有料だが、土地代の3~5%を毎年、農業公社へ支払えば5年間使わせてくれる。5年間使っているうちの精算金の中で最終的に買い取る。買い取る際は農協からお金を借りて、それを返していくというような形で入ってくるというような事例が多い。

原委員：今のような形に至っているのは、14戸のうち相当数あるのか。

池守課長：最低でも5戸はその方法で入ってきている。経営継承が2戸ある。経営継承は、従業員が代替わりをさせてもらう。自力で入ってきているところもある。

原委員：聞いた限りではうまくやっていると印象を受けているが、担当課から見て就農者のうち遜色なくうまくやっている人はいるのか。

池守課長：うまくやっていると判断は難しい。表彰してもいいという人も中にはいる。やめる状況はない。

桜井委員：経営継承は清水町独特なものがあると思うが、標茶町の方にもあるのか。新規就農のために研修施設を建て、ある程度の期間作業してもらい、新規就農の準備ができるのか。標茶町は本町とは違い、かなり酪農主体の町村である。酪農をやめて畑作に転換するのはなかなか難しい地帯であり、搾乳中止率もすごく高く、新規就農を入れなければ地域が成り立たないという思いの中でできていることだと思う。その現状をしっかりと見極めたい。

池守課長：標茶町の事例は把握していないが、以前、浜中町には行ったことがあり、研修施設も見てきた。その時に言われたのが、研修者はたくさん来るが新規就農として入れるところがない。何年間か研修をやり、出ましようとなった時に入れたい。やめた場所がないと入れられないということで、当時はよく他の町にとられるので、何のために研修させているのかわからないと言っていた。清水町についても居抜きのところがあるのか。普通は斡旋にかけると農地が全部なくなる。山の上じゃない限り農地ははけてしまうので、どうやって新規を入れるのか。

今年も農家の年齢と後継者の有無の調査をしている。現在、65歳で後継者がいない農家は25戸ある。最高齢で79歳が農家をやっている。だいたい75歳がひとつのラインかなと思う。その人たちが持っている土地面積は600haある。これがどう配分されていくのか、まだ残るのかは今の段階ではわからない。今問題になっているのは、酪農でも畑作でもそうだが、面積を大きくしても労働者がついていけないので、雇用を募集している。そういったところの対策が必要になってくる。

桜井委員：酪農主体なので、本町の畑作とはずれがある。聞けることと聞けないことがあると思うので、調整していかないといけない。14戸就農した内訳はどうか。

池守課長：肉牛1戸、フルーツ1戸、他は酪農となっている。

佐藤委員：清水町でも農業の適性があるということで、14戸入植した。適性がないとして判断された例はあるか。

池守課長：農地法第3条の適性の話だと思うが、今まではいない。

加来議長：本町の現状を把握した上で標茶町などの視察に行くと、本町との違いや課題等をここでははっきりさせることができる。限られた時間なので、ある程度質問を皆で共有し、重複しないようにまとめた方が効率よく視察ができる。

西山委員：町と農協との関わり方の説明をしっかりと聞きたい。

原委員：標茶町は就農の道のりがしっかりできている。就農する夫婦に15万円ずつ支給し、宿泊施設も含めて相当配慮が行き届いているので、すごいという認識をしている。夫婦でやったり、一人でやったり、独立で就農するためにはどうするか、法人に就農してどうするかといろいろやっているが、これ以外で単独で就農できるのかを聞きたい。また、法人に就農し、そこから独立して農業経営をする道が開かれているのかを聞きたい。

桜井委員：国の政策は農業者を増やそうということ。農業に若手を参入させようという国の政策のもとにやっているが、なかなかうまくいっていないのが現状。酪農産地であってもなかなか難しいという現状の中、人材を確保するために研修施設などを建てて、農業の基本をいかに確立していくかという動きがあると思うので、そういったものをしっかりと聞き、現状はどうなのか聞きたい。

委員長：それぞれ意見をもらったが、標茶町の質問は今出た内容で行うがよろしいか。

原委員：標茶町から逆に質問があった時は誰が答えるのか。

加来議長：基本は議員が行っているのだから、委員長を中心に答弁を行う。わからない部分は副委員長や他の委員でサポートしていけばいいと思う。

②標茶町「町営牧場の運営について」

原委員：ずっと町営でやっていこうとしているのか聞きたい。

桜井委員：所管事務調査で本町のことを担当者から聞いた。標茶町は傾斜地で、町営牧場はかなり厳しいところにある。どういった草地更新や施設の管理作業を行っているのか聞きたい。

③別海町「家畜糞尿対策の取り組みについて」

佐藤委員：本町も家畜糞尿処理に関する問題が発生しているので、それにかかる研究、提案、意識啓発事業など、必要な対策を聞きたい。

委員長：具体的にはどういうことか。

佐藤委員：全般的に聞いてみたい。

池守課長：別海町や中標津町もそうだが、漁業との関わりがある。川から流れてくる水によって、魚が採れる、採れない状況が変わってくるので、この条例ができている。町全体の利益は魚がいて初めて成り立つので、お互い様というような考え方を持っている。中標津町でも同じような形があり、パーラーの排水についても浄化をするような動きが出てきている。別海町についても同様なことが考えられる。糞尿に対してここ以上に神経質になってつくっている。

桜井委員：環境対策の中で条例に至った経緯をしっかりと聞きたい。本町は漁業はないにしても河川への流出や土壌などの問題が起きているので、条例に至った経緯を聞きたい。また、バイオマスプラントを本町も取り組もうとしているので、どういった取り組みがされているのか聞きたい。

原委員：規制基準は3年間猶予して平成29年4月1日から施行するようになっている。本来であれば3年も余裕を持たなくても短くてもいいのではと感じたが、罰則を含めて厳しいものはあるのかを聞きたい。

桜井委員：本町においても堆肥の問題で、野積みではなく屋根をかけなければだめだと過去にやった。家畜排せつ物法に基づいて行われたものだと思うが、3～5か月で満杯になってしまう。フリーストール施設が変わって大型になり、糞尿対策としてバイオマスプラントに至った経緯を聞きたい。

池守課長：条例では罰則は決めていない。法律の方で罰則があり、改善命令を出し、その命令に従わない場合は50万円以下の罰金というものがある。あくまでも自分たちの条例なので、罰則は付けずにクリアしてもらうために、皆で話し合いをするためのもの。直すための猶

予期間がある。

十勝でも糞尿の関係で毎年4つに分けて対策会議の人が各地区を回っている。その後、振興局が見て回る際に改善命令が出される場合がある。これは絶対守らなければならない改善命令であり、場合によっては改善するために何千万円もすることがある。何回も催促されるので、そういったものが引っかかりにならないように努力してもらっていると思う。家畜排せつ物法が制定され、道の方で管理して発令している。また、廃棄物処理法や水質汚濁防止法の2つの法律に引っかかってくる。

④別海町「バイオガスプラントの運営について」

原委員：別海町の発電株式会社は、三井造船が7割、別海町が15%、中春別農協が11.4%、道東あさひ農協が3.6%とほとんどが大手の三井造船が出資している会社である。本町はこれからバイオガスプラントを進めていく構想がほぼ固まりつつあって、こうやろうとしているという聞き方ができればいいが、構想はあるか。

池守課長：昨年から調査をしている。2か所候補地を挙げている。1か所は売電可能と判断しているが、もう1か所は売電半分、ガス半分となってくる。それでも5,000頭程度の糞尿しか処理できないと考えているので、これからも増やしていく必要がある。1基も作っていないのに、2基目、3基目の話をしても仕方がないが、別海町は売電できている。20年間は売電収入があるが、20年後には売電収入は4分の1くらいになってしまう。20年後から続けていけるかが課題になっているので、その辺を聞けたらいいのではと思う。消化液のはげが悪い。再生敷料はかなり出ているが、いくらで販売しているのか。糞尿を集めるにしても面積が広いので、近いところは安くすむが遠いところの負担金は増えるので、その辺をどうプールしているのかが聞きどころではないか。通常、発電機はドイツの機械を使っていたが、今はアメリカのキャタピラ製を使用している。なぜかという、ドイツだと壊れた時にドイツまで行かなければならない。キャタピラだと帯広や釧路に会社があり、メンテができる。

桜井委員：維持管理費や人件費がかなり必要となるが、経営収支を見たい。

委員長：それぞれ質問をもらったが、バイオガスプラントで何を一番聞きたいのかがあるが、機械メーカーも大事なところでもある。本町は1基もできていないので、課題はこれからと思うが、向こうで勉強するという形でもよろしいか。

原委員：課長は、昨年から本町を調査し、2か所あると言っていたが、稼動した際に民間の力を借りるのではなく、農協主体になるのか、町と半々で考えているのか、その辺は掘り下げていないのか。

池守課長：それが一番の課題で、誰がやるかが決まっていない。町と農協で半々で出資できるが、それだけではなく、農家などで一つの法人をつくっていく必要がある。改めて電力会社のような形で参入を求めるのか。今、電力が自由化になり、卸の金額が9円になっている。それをFITでやると39円で引き取ってくれる。しかし、9円になったらどうするのかとなると、たぶんやらない。なので今のうちからガスの利用を考えていかなければいけない。本町の場合は特にFITが使えないことがよかったのかもしれないが、少なくともガスを使うことを今から考えて、そのためのインフラ整備を考えていかなければだめだろうと思う。別海町は2年目なので、残りの18年はどうするのか。また、三井造船の資本金は8年後には引き抜くという話なので、自立しなければならぬ。FITがなくなった段階のことについて聞きたい。

桜井委員：過去に本町もスチールサイロなり、FRPサイロを建てた時に100年もつという説明の中で、10年も経たないうちに大手は撤退した。下請の人がメンテナンスをするということで、不備になってきたので使っている人はほとんどいない。バイオマスも国の政策の中であとはお任せというのは目に見えている。木質バイオマスの関係をやろうとしているところもあるが、後のことまで考えて我々も作っていかないといけない。誰が主体となるかも決まっていない現状の中で、本町に本当にできるのか。

原委員：どちらが経営主体でやっていくのか。現実を見た時に、乳量は12万トンとこれからも上がっていく可能性があり、農家をやめてもそれを引き継ぐ農家もたくさんいる。しかし、そこに働く人はいない。牛の頭数は増え、糞尿も同じように増えるので、手を出さないわけにはいけないので、どういう形にすべきか。酪農の町と言っている限りは臭い

を含めて、積極的にやらなければならない。

桜井委員：他の町村も同じような模索をしている。本町は酪農をうたっている町である以上、避けて通れない将来の姿だと思う。まず、そういうものを見て、しっかりと認識をしたい。

委員長：バイオガスの関係はこのくらいでよろしいか。
(よろしいの声あり)

⑤浜中町「新規就農者受入の取り組みについて」

委員長：新規就農者受入の取り組みについてお願いします。

池守課長：浜中町では農業人フェアを行っており、農協は必ず行っている。ここには、農業をやりたい方が集まってきて、どんなことをやれば農業者になれるのか、就職できるのかなどを聞きに来る。浜中町についても研修施設があるのでぜひ来てほしいということをやっていると思う。先ほども言ったが、2年間研修し、その後は入れているのか。入るための資金はどうしているのか。継承はお金はかからないが、農場を自らつくるのであれば、それなりにお金がかかるので、どのような助成措置を行っているのかを聞きたい。

桜井委員：浜中町は草地型酪農、放牧酪農どっちが主なのか。

池守課長：以前、私の家族が農業実習を受けてきたが、乾草はほとんど採れない。海風の関係で栄養価は高い。牧草を収穫しているので、施設型なのではないか。ハーゲンダッツというアイスクリームはこの牛乳を主に使っている。原因は研究センターで牛乳を検査し、いいものをつくりあげていることが根本にある。

桜井委員：依頼内容は、新規就農の町全体の取り組みもあるので、それを主にいく。石橋組合長とは会えないと思うが、ハーゲンダッツに合わせて脂肪分や乳質、全て制約を持った中で、それに近づけるために酪農家や町全体で検査体制を取っているのはよく報道されている。酪農家をやめる人もいる現状の中で、新規就農、酪農ヘルパーなど含めて、いろいろな募集をしている取り組みを見てきたい。

西山委員：浜中町の酪農技術センターの取り組みについて、町と農協の関わりをしっかりと聞いてみたい。

委員長：この辺でよろしいか。
(よろしいの声あり)

⑥白糠町「家畜糞尿の臭気対策の取り組みについて」

委員長：家畜環境対策協議会における家畜糞尿の臭気対策についての説明をもらう予定であるが、どんな質問をするか。

原委員：現状ではあまりにも高すぎて使えない。今、どんな状況なのか。別な方法として研究しているのか聞きたい。

委員長：臭気対策については、補助金の問題などもあるのかも聞いてみたいと思う。
この辺でよろしいか。

(よろしいの声あり)

⑦白糠町「農業を生かした地域振興の取り組みについて」

委員長：葉物野菜の産地化の取り組みをしているということだが、具体的な質問はないか。

桜井委員：一般の企業が参入して農業生産法人を組んでいる事例なのか。国が改革の中で進めようとしている政策はまさにそのとおりだが、コンビニやスーパーなど全国各地でいろいろな農業生産法人を立てようと動いている中で、現状、どのような生産を上げているのか。うまくいけば、誘致も可能だと思うし、将来的に前向きに考えなければならない時期も来るかと思うので、走りの事例として参考にしていきたい。

池守課長：水戸菜園でベビーリーフを全国的に出荷している。水戸の方では夏は暑さが強く、葉物野菜が育たない。また、ベビーリーフそのものが日照りに相当弱いということで、北海道の契約農家を探しに来た。白糠町内の大前産業で作っている。道北の農業試験場に行った時に言われたが、道北までいくと寒さが結構あるということで、虫の量が違う。こっちを100とすると道北は70くらいしかいないので、殺虫剤を使わなくてすむため、

無農薬の野菜をつくることができる。和寒町ではキャベツを雪に埋めて甘みを増すなどをやっているということで、北海道は比較的野菜作りには適している。

委員長：他に意見はあるか。

(ありませんの声あり)

委員長：質問項目をいろいろと受けたが、課長には助言をしていただきありがとうございます。

(2) 議会報告会と町民との意見交換会について

佐藤局長：「議会報告会と町民との意見交換会」の関係で、農林課に関係する項目がある。その辺の説明を求めるのか。

委員長：「議会報告会と町民との意見交換会」で産業厚生常任委員会が所管する質問の中で、委員会として答えを出さなければならないところがある。農林課に関係する項目について課長に意見を聞きたいと思う。13番、農業クラスターは本町としてどこまでやろうとしているのかについて聞きたい。

池守課長：クラスターについては、産業クラスターと畜産クラスターの2つがあるので、どちらかなと思いついて見ていた。産業クラスターについては休止状態にある。担当が商工観光課になる。畜産クラスターは国の補助事業なのでやっていかなければならないが、TPP対策のために国はやっているのに、畜産クラスターそのものは点として農業機械を補助するという形でしかないのが一番の問題。TPPで必要なのは本町全体のコストを削減するためにどういった体制が必要なのかということの方が先決である。機械を点として入れられるが、コストは下がるのかといったら疑問符がつく政策にしか見えない。補助金がつくものなのでそれなりには進める。牛乳の値段が2割下がるのであれば、それを補てんするためにどうしたらいいかという政策を上げてもらわないと、とても酪農家はやっていけない。これから地方から上がる要望はそういったものだろう。

委員長：14番、芽室町はGPSを使ったトラクター作業をやっているが、農業人口が減って行く中、もっと取り組んだ方がいいのではという意見に対してはどうか。

池守課長：すでにGPSのためのアンテナは農協本所と支所に上がっている。もっとアンテナがあった方がいいと思うが、相当台数導入されていると聞いている。ただ、車ごとに付けるのは大したことはないが、作業機ごとに付けていくとなるとそれなりに負担は増えると思う。これからの時代、きっと必要になってくると思うが、今の段階で飛びつくことがどうなのか。経営状況と見つめ合って進めてもらわないと困るので、あおり立てることはしない。

委員長：それに対しての補助金はないのか。

池守課長：国の方で補助金を見ている。ただ、補助金が出ても安いものではない。補助金は基本的に機械屋に出しているのだから、農家に出しているわけではない。

桜井委員：畜産クラスターと産地パワーアップ事業を取り組んでいると思うが、現状では要件が厳しく、利用できない面がかなりある。国の政策の中で、農業者が増えるような政策をするという中で、本町では家族経営が基本で、なかなか法人化がままならない。一部でも利用できるものでないと次のステップにいけない。コストを下げる面においても難しい面があるので、しっかりと道や国にも使えるものを提起してほしい。農家の所得を上げると言い、今は個体も高い、乳価も安定しているが、それが変わった時に大変な思いを過去にしたことがあるので、しっかりと協議会の中で要請活動をしてもらいたい。

委員長：先日の意見交換会で町民から意見をもらった件については、課長からの答弁のとおりでよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：池守課長、忙しいところありがとうございます。

(池守課長退席)

【休憩 11時59分】

【再開 12時58分】

委員長：「議会報告会と町民との意見交換会」について、産業厚生常任委員会での質疑、意見・提言などの調査と検討、平成 27 年度に執行側への対応を求めた項目の検証ということで、一覧表を配付している。先ほど、農林課について 13 番、14 番を先に行った。これからは順番に沿って行く。先に担当課より説明をお願いします。

4・7・8・17・18 番、平成 27 年度の 9・10 番は建設課。

6・31 番は町民生活課。

10・11-1 番のスポーツツーリズム関係は平成 26 年度で終了している。スポーツツーリズム関係は平成 26 年度主要政策成果表の事業効果では、「根幹となるサッカー場用地の目途が立たなかったが、計画した 3 事業を実施し、交流人口の拡大に寄与した」となっている。また、補助金事業は当初から 2 年もしくは 3 年との答弁だったと思う。

桜井委員：11-1 で気になるのは、2 年で簡単に助成事業をやめることを議会が通しているのか。一度通してはいるが、検討してはどうか。

佐藤局長：委員長が諮っているのは担当課の説明を受けるかであって、調査・検討結果は委員会の中で埋めていく。前段として、補助事業が終わっているものを担当課に説明を求める必要はないのでは。

委員長：10・11-1 番は、担当課の説明を求めないこととする。

順番に担当課に説明を求めてよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：まず、建設課から説明を受ける。

【休憩 13時04分】

(建設課入室)

【再開 13時06分】

委員長：建設課には、議会報告会であった質疑についての答弁をお願いします。

4・7・8・17・18 番の説明を願う。

菅野課長：4 番の町道の除雪経費については、毎年同額を計上している。除雪については、予算に関係なく、除雪の基準に基づいて対応している。その結果、除雪の状況により予算が不足する場合は補正予算で対応する。

西山委員：毎年基準に沿ってやるということは、5,500 万円がそうなのか。

菅野課長：予算上 52,238 千円を計上している。

西山委員：あとは降雪量によって補正予算でやっていくことでよいか。

菅野課長：はい。

桜井委員：歩道などをきれいにしてはどうかという意見が出ているが、その対応についてはどうか。

菅野課長：歩道については、できる歩道については全て行っている。ただ、雪が捨てられないところがあるので、そこについては歩道は除雪していない。

原委員：更新した小型の除雪機の使用範囲は固定していると思っていたが、以前ははねていたが、今ははねていないというところはあるのか。

内澤補佐：除雪機を委託で貸し出ししているのが 2 台、直営は 1 台ある。通常、雪が降った場合は、車道と歩道の同じところを除雪している。直営で 1 台持っているので、緊急度や除雪後に障害がある部分については、町の車両で最終的に処理を行っている。

原委員：歩道の幅が狭いために除雪できないという話をよく聞くが、歩道を広げて除雪できるような体制をつくるという考えはないのか。

内澤補佐：現状、町内では約 6 間幅が基準になっている。今、歩道と車道が 6 間ぎりぎりになっている。また、電柱を避けてできる場所とできない場所がある。

菅野課長：7 番、8 番と一緒に答える。ペケレの森の木道については平成 22 年から全面立入禁止にしている。道との協議回数については、去年は 1 回。木道は道の所有で、今のところ木道の撤去は財政状況等を含めて難しいとの回答がある。今後についても道と協議をしながら進めていく。

原委員：平成 22 年から立入禁止というのは、時々行くので重々承知している。木道はスタート時は撤去をして砂利を入れたが、途中からやめており、無駄金を使って終わりになっている。これから先、どうするとなった時に、道が財政難だと言い続ければそのまま放置

される以外ないと担当課として考えているのか。

菅野課長：木道については、道のもので意向を聞いているが、今後も協議をしていくことで考えている。ただ、既設の川沿いに通っている通路と管理棟については、本町で草刈りをし、通れるように維持管理している。

原委員：維持管理の費用は道からもらっているのか。

菅野課長：町費で行っている。

原委員：平成 22 年から熊やスズメバチにより立入禁止となっているが、入ってはだめだと表示しているのと同じではないか。せっかく草刈りをしているので、町民が利用できるように担当課で努力してはどうか。

内澤補佐：木道の部分に川があり、川の横に煉瓦の通路がある。煉瓦の通路については、今後も町の方で維持管理をしていく。奥側の木道になるが、道が全体的に撤去という話になればばく大な費用になると思う。逆に煉瓦のところから入口までを撤去すれば中に入れな
いことになるので、そこも道と協議していく。森林全体の見直しをかけて、再整備をかけるという話になれば樹木がかなりあるので、伐採の費用もかなりかかる。今は、煉瓦の道路を活用しながら進めていきたい。

委員長：熊出没注意という看板があるので、柔らかく表現できないかという質問についてはどうか。

菅野課長：熊出没注意の件については、議会でも質問があり答弁をした。管理者として一度出た場所については看板を立てておかなければならない。

原委員：両側の河川に煉瓦があるが、一方通行で今は通れない。工事中とあるが中に入れるので、中に入ってけがした場合は管理責任はあるのか。

菅野課長：一度確認をして対応する。

桜井委員：機会があれば所管の中で見に行きたい。

委員長：それはまとめの部分で検討する。

西山委員：2・3年前に現場を見たが、入って行くのが恐ろしい気がするので整備をあきらめた方がいいと思うが。煉瓦のところまでと言っても難しい。駐車場も小さいので、街側の通路の煉瓦をハイキングできるようにしてはどうか。

原委員：観光振興計画で、清水公園と一体として考えていると答弁をもらっている。

委員長：他に質問はあるか。

(なしの声あり)

委員長：次に 17 番についてお願いします。

菅野課長：清和団地関係の回答をする。清和団地については、10 棟残っている。そのうちの 4 棟を今年度、6 棟を来年度屋根と壁の塗装を行うため、予算を組んでいる。

移ることはできないのかという質問については、入居者の家族構成や身体障害により住宅を移らなければならない時は移ることができる。

委員長：質疑あるか。

(なしの声あり)

委員長：次に 18 番についてお願いします。

菅野課長：排雪所の関係について回答する。排雪場の通路の状況は、絶えず確認をし、除雪後に砂利を敷くなどの対応を行っている。今後についても現場の状況を見て、その都度対応をしていきたい。

西山委員：質問者はおそらく大型の排雪車が来ている時に軽自動車などで捨てに行っていると思う。対応をお願いします。

委員長：他に質問はあるか。

(ないの声あり)

委員長：次に平成 27 年度の 9 番、10 番の対応についてはどうか。

菅野課長：対応する前にしっかりと点検をして行うようにという指示があったので、今年においては確認しながら草刈りを実施している。

委員長：以上で建設課の説明を終了する。大変忙しい中、ありがとうございました。

【休憩 13時30分】

(建設課退席、町民生活課入室)

【再開 13時32分】

委員長：議会報告会であった意見への回答を町民生活課にお願いします。

6番、31番について説明をお願いします。

宮脇参事：6番、廃屋解体の関係について説明する。当初、廃屋の解体について申し込みがあった時点で必要書類（見積り・図面等）を提出した上で検討委員会にかけ、補助の可否を決定するという流れである。申し込みのほとんどが業者を経由して必要書類を含めて申し込みをするという流れになっている。この件については、申し込みをされた時点で借家目的に建築されたという情報がこちらになかったため、その場でだめという回答ができなかった。図面等をもらい、検討委員会の中で玄関が二つあることがわかり、過去に借家として使われていたものとわかったため、検討委員会で補助ができないという結論になった。その時点で結論を本人に伝えた。本人からは「最初に該当にならないと伝えてほしかった」という話があり、このような流れになった。最初に該当にならない旨の回答ができなかったのは、こちらの説明不足もあった。このあと、直接担当がお宅に訪問し、改めて説明をし、了解してもらったという経過である。

委員長：情報を出す前に借家は対象にならないと表示していなかったのか。

宮脇参事：周知方法はチラシで行っていた。この中には、条件として該当しない旨の記載はしていた。しかし、対面をした時点でその物件が借家であるという情報がなかったため、このような状況になってしまった。

原委員：業者は家主に代わって申請書をつくって提出する流れがあるということだが、今回は個人が提出したのか。

宮脇参事：最初の申し込みは本人からあり、その時点で見積りと平面図を併せて申請してほしいと伝えた。その後、業者が見積書と平面図を正式に申請してきた。

原委員：見積書をつくる段階で対象かどうかかわかると思うが、なぜ業者は助言をしなかったのか。

中村課長：業者も失念していたと思う。図面を見てその時に説明をしてくればよかったが、検討委員会に諮るために付けてきた図面が借家となっていたため、窓口となった会社には説明をした。会社から「私も間違えた」ということで、会社からも個人へ説明をした。町としても申請書が出た段階で見落としした。

原委員：借家とわからなかったら解体したということか。

中村課長：その後、本人にも担当係が説明や謝罪に行っているが、町長とも話をしている。

委員長：この件についてはよろしいか。

（よろしいの声あり）

中村課長：この件については、今後、7月のお知らせ版でも出すが、住宅とうたっており、その辺を注意してお知らせをしていく。

委員長：31番についてお願いします。

中村課長：定例会でも何回か質問があった。現在の進行状況については議会で答弁したとおり、お寺などと話をしなければならない。町内には10か所あるが、8月に代表が集まるので、町の考えやお寺の流れなどの意見交換を申し込んでいる。現場の再確認をして進める。

委員長：質問はあるか。

（なしの声あり）

委員長：以上で、町民生活課からの説明を終わる。忙しいところありがとうございました。

【休憩 13時45分】

（町民生活課退席）

【再開 13時45分】

委員長：項目毎に調査・検討結果のまとめを行う。

4番、除雪費の関係だが、担当課からは毎年基準に添って予算を組み、必要に応じて補正予算を組んでいると答弁があった。

加来議長：担当課からは状況を見ながら対応していくという答えだったが、それに対して我々はこれからどうしていくか。町にもう一度申し入れをしたり、委員会として調査をする、担当課に申し入れしたという結果を一つずつ出してほしい。

桜井委員：予算付けと補正予算の対応というのは、これでいいと思う。歩道をきれいにするとい

う部分については、住民の生活に危険がないようにということを執行側に申し入れた方がいいと思う。

佐藤局長：4番は予算をもっと増やして歩道をきれいにしてはということだったと思う。危険がないように今までも当然担当でもやっていると思う。今までどおりでいいのか、それとも更に一步進んだ取り組みを議会から求めるのか。今まで以上のことをやるとなると予算も絡んでくる。

西山委員：降雪後、2・3日で歩道の除雪をしているので、予算を積み上げてやらなくてもいいのでは。

原委員：質問者はもっと除雪してほしいと言っていると思う。直営の車もあり、工夫しているということなので、これ以上はいかないと思う。

安田委員：課長が説明したように、最初から1億円にすると他の予算がとれないということなので、除雪に関しては雪が降った時に補正を組むことでいいと思う。歩道も現状でいいと思う。

原委員：歩道を除雪するために予算を増額してということだが、執行側は無理だと言っているので、私は仕方ないと思う。

桜井委員：住民の生活に支障がないように最大限努力してもらいたい。

委員長：課長からは最大限努力をしていると答弁があったので、この程度でいいと思う。まとめとしては、執行側に申し入れはしない。

委員長：6番、廃屋解体について。町側の説明不足や借家と把握していなかったため、このようなことになった。今後は借家は対象外ともっとわかりやすく周知すると説明があったが、何かあるか。

(なしの声あり)

委員長：課長からの説明どおりにする。

委員長：7番、8番は、平成22年から全面禁止となっている。昨年、道と交渉した回数は1回で、今の財政状況で撤去は難しいとの回答があった。何かあるか。

桜井委員：本町の総合計画の中で清水公園との関係の中、どういう対応を町としてとっていくのか指摘してはどうか。

原委員：道の駅、清水公園、ペケレの森を含めてどう進めていくか、計画を策定している段階なので、観光振興計画を含めて調査・検討中なので見守りたい。

桜井委員：危険性があるので、どういう対応をしていくのかをしっかりと聞かなければならないと思う。

原委員：担当課では状況を確認してからと言っていたので、その旨を検討結果として出せばいいのでは。

委員長：執行側へは意見を求めないことにする。

委員長：10番、11-1番は先ほど話をしたとおりに。

13番、14番は一緒に行く。GPSは本所と支所でアンテナを設置しているが、経営状況によって行っているということだが、どうまとめるか。

桜井委員：国の政策の中の畜産クラスターと産地パワーアップ事業、TPP対策に基づく予算付けなので、本町の農業政策の中で協議会を立ち上げ、こういったものが利用できるのかについて精査し、できるものはやるという対応をしてはどうか。

委員長：委員会として具体的にどうしてほしいか。

桜井委員：協議会で町も対応しているので、生産者が本当にやりたいという思いと、国ができるという思いといろいろあると思うので、しっかりと協議会の中で精査し、利用できるものはするという対応を取ってほしい。

委員長：桜井委員から生産者の希望に応じてもらえるよう、協議会で検討してほしいと申し入れてほしいとのことだが、いかがか。

(よろしいの声あり)

委員長：13番について執行へはこのように申し入れをする。

委員長：農業人口が減っていく中、もっと取り組んだ方がいいという質問だが、相当数が個々でいっているとの話だった。

桜井委員：GPSについては、高額で、ある程度の中継施設や生産者の技術も必要になる。畝に入っていくにしても微妙な調整が必要なので、そういう技術も必要となると誰でもできるものではない。無人のトラクターも音更や土幌に入ろうとしている。難しいがやろうと

いう国の政策もあるので、農業人口が減っているということもあり無人化やGPSなどはなかなか難しいかもしれないが、本町としても夢の話ではないので、しっかりと情報収集をして、生産者の思いも含めて対応できれば農協と町でしっかりと国に働きかけたり、自分たちで計画してほしい。

原委員：芽室町はGPSで作業していると質問しているが、どのくらいの費用をかけてやっているかは把握しているのか。

桜井委員：清水町は4・5件以上の若者がGPSをトラクターに付けている。高額だが新たに作業機にも導入されている。農薬や肥料が重ならないようにGPSで調整できるようになっている。

西山委員：本町もGPSのアンテナを清水と御影に1基ずつ立てて、これから対応していくということでは。

委員長：14番は執行へは申し入れはない。

委員長：17番、清和団地の建替工事対象外の住宅の屋根の関係で、40年以上経っても塗り替えられないという意見だったが、今年は4棟、来年は6棟の塗り替えを予定している答弁があったが、委員会として何かあるか。

西山委員：今年と来年とで塗装の塗り替えは決まっているのでいいと思う。

委員長：新しいところに入れられないということだったが、家族構成や身体障害によって入れるということだった。

原委員：若い人が入っていないので、新しいところへは入れない。家賃も高くなるので、触れない方がいい。

委員長：先ほどの答弁でいいことにする。

委員長：18番は、排雪場が中学校のところへ変わり、不便になったという意見に対して答弁をもらったが、その都度対応をしているということではよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：31番、の合同納骨塚はどうなっているのかについては、8月にお寺との意見交換の予定をしている。現場の状況をしっかりと調査しながら検討したいということだったが、いかがか。

原委員：私の受け止め方としては、どうもはっきりしない。なぜお寺と相談しなければならないのかと聞くと、そこから止まってしまった。どういう形になるのかが見えないので、どうしていいのかわからない。

委員長：担当課の答弁でよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：平成27年度の9番、10番、執行側へ対応を求めた項目の検証をする。執行側は対応をしっかりとしているということなので、先ほどの答弁のとおりではよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：(2)の議会報告会と町民との意見交換会については終了する。

(3) その他

委員長：所管事務調査の宿泊の関係で、具体的な説明と負担金をお願いしたいとのことなので、事務局より説明をお願いします。

宇都宮係長：(日程と宿泊関係、視察の予算についての説明。視察研修の際の訪問者あいさつを委員長、最後のお礼のあいさつを副委員長にお願いしたい旨の説明。)

委員長：視察の予算についての説明があったが、1人1万円の参加負担金を徴収してもよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：足りなかったらまたお願いします。当日徴収する。

最低一人ひとつは質問してもらおうようお願いする。挨拶は、最初は委員長、お礼は副委員長が行う。報告書については、本町の課題を含めた中で作ってほしい。

西山委員：ネクタイはいるのか。

佐藤局長：4町の視察依頼文にクールビズの取り組みで伺うと一言入れているので、ネクタイは必要ない。

安田委員：牧場などが多いので、ビニール袋や長靴、上着などはこっちで用意するのか。

委員長　：上着等は持参するかについては事務局に確認してもらおう。
長時間にわたり、皆さんに協議をしてもらった。7月20日からの所管事務調査はよろしく
願います。以上で産業厚生常任委員会を終了する。